

株式会社タイガーにおける緑茶飲料の不適正表示に対する措置について

1. 農林水産省は、緑茶飲料について、株式会社タイガー（本社：兵庫県神戸市西区白水二丁目4番6号。以下「タイガー」という。）が、岐阜県産の茶を使用していたにもかかわらず「静岡茶使用」と表示して一般消費者に販売したこと、また、不適正であることを認識した以降も不適正な表示の商品を継続して販売したことを確認しました。
2. このため、本日、当該商品を販売したタイガーに対して、「JAS 法第 19 条の 14 第 1 項」の規定に基づく指示を行いました。

1 経過

1. 近畿農政局 兵庫農政事務所（以下「近畿農政局」という。）が実施した中間流通業者に対する原料原産地の表示状況調査において、タイガーを販売者とする緑茶飲料に不適正表示の疑義が生じました。

このため、タイガーに対して近畿農政局が、製造業者である大東乳業株式会社（岐阜県各務原市松本町 2-466。以下「大東乳業」という。）に対して東海農政局及び岐阜県が、平成 21 年 12 月 17 日から平成 22 年 1 月 25 日までの間、調査を行いました。
2. この結果、農林水産省は、タイガーが以下の行為を行っていたことを確認しました。
 - (1)大東乳業が企画・製造し、タイガーを表示責任者として販売する緑茶飲料「静岡茶使用 お茶 煎茶 340g（以下「当該商品」という。）」について、使用された茶が岐阜県産（白川茶）であるにもかかわらず「静岡茶使用」と表示していたこと。なお、大東乳業が平成 11 年頃に当該商品の原材料を静岡県産から岐阜県産に変更したことについて、大東乳業はその旨をタイガーに伝達せず、また、タイガーも表示責任者として表示根拠の確認を怠っていたこと。
 - (2)少なくとも平成 20 年 11 月から平成 21 年 10 月末までの間、タイガーの保有する自動販売機により、72,602 本を一般消費者に販売したこと。
 - (3)平成 21 年 12 月 17 日の調査以降、不適正な表示であることを承知しながら、当該商品を大東乳業から平成 21 年 12 月 25 日及び平成 22 年 1 月 6 日の 2 回にわたり引き取り、また、在庫と併せて少なくとも平成 21 年 12 月 18 日から平成 22 年 1 月 12 日までの間、不適正な表示のまま 3,512 本を一般消費者に継続して販売したこと。

2 措置

タイガーが行った、岐阜県産の茶を使用しているにもかかわらず「静岡茶使用」と表示して販売した行為は、JAS法の規定に基づき定められた「加工食品品質表示基準第5条第1項及び同基準第6条第3号」の規定に違反するものです。

このため、タイガーに対し「JAS法第19条の14第1項」の規定（別紙1参照）に基づく指示（別紙2参照）を行いました。

（参考）

岐阜県内の県域業者である大東乳業に対して、岐阜県が本日「JAS法第19条の14第1項」の規定に基づく指示を行っております。

本件について、近畿農政局でも同様のプレスを行っております。

JAS法違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

<添付資料>

- ・ 別紙1(JAS法、加工食品品質表示基準等参照条文)
- ・ 別紙2(株式会社タイガーに対する措置内容)
- ・ 参考(株式会社タイガーの概況)

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室
担当者：加工製造監視班 阿部、小川
代表：03-3502-8111（内線4486）
ダイヤルイン：03-6744-2101
FAX：03-3502-0594

当資料のホームページ掲載URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

○加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）（抜粋）

（特色のある原材料等の表示）

第5条 特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第4条第1項第8号（第4条の2第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第3項並びに第4条の2第6項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号及び第4条の2第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することが出来る。

(1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合

(2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の教示を記載すること。）

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示

(3) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(4) [略]

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）（抜粋）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(表示に関する指示等)

第19条の14 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。) を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。事項において同じ。)は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 [略]

3 次の各号に掲げる大臣は、単独で前二項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 [略]

5 [略]

株式会社タイガーに対する指示の内容

- 1 株式会社タイガーが販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品を発見した場合には、速やかに品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社タイガーが販売した食品の一部について、品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、株式会社タイガーにおける食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社タイガーにおける品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 4 株式会社タイガーの全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成22年3月1日までに農林水産大臣あて提出すること。

株式会社タイガーの概況

代 表 者	代表取締役 <small>あずま</small> 東 <small>まこと</small> 誠
本 社	兵庫県神戸市西区白水二丁目4番6号
設 立	昭和46年2月23日
資 本 金	金3000万円
業 務 内 容	清涼飲料水等の販売業 等